

京都事件、弁論終結で結審

判決は来年2月26日

公判終了後の報告集会（京都地裁前）



●傍聴抽選に長蛇の列

9月12日朝、京都地裁玄関前はいつものように傍聴抽選を待つひとが詰めかけている。その数は優に150人を超え、裁判所の建物をぐるっと回って裏口近くまでつづく。やる気なさそうに並ぶワイシャツに黒っぽいズボン姿の男たちは、大阪広域協組の指示で動員された生コン会社の会社役員もしくは管理職たちだ。

●無罪判決獲得へ 5時間超の弁論

この日は弁論。10時の開廷からはじまって、弁護団の6人がテーマごとに無罪主張を熱く論じた。

湯川委員長と武・前委員長に懲役10年を求刑した検察の論告が、いかに憲法28条の労働基本権についての無知と無理解のうえに組み立てられているか、また、ストライキが金銭目的だったなどとする印象操作で恐喝罪だとする主張がいかに牽強付会なものであるかを弁護団は説得的に論証した。そして、たとえば近畿生コン事件の場合、数々の証拠と証人らの証言などをつぶさに検討して検察の見立ての誤りを指摘したうえで、事件は検察官が京都協組の議事録という重要な証拠を読まずに組み立てた「空想の産物だ」と弁護団が厳しく批判して、裁判官も思わず失笑する場面もあった。

最後に、武・前委員長につづき湯川委員長が意見陳述。「私は無罪です。」と堂々と述べ、17過ぎに公判は終結。判決言い渡しは2025年2月26日と指定され、結審した。

弁論要旨

2024年9月12日

- | | | | |
|----|-----------------------------------|-----|----------------------------|
| 第1 | 労働組合がストライキをして賃上げを獲得しても犯罪にはならない | 第7 | ベスト・ライナー事件は無罪である |
| 第2 | 生コン産業は慢性的過当競争にあり、集約と共販拡大は死活的課題である | 第8 | 近畿生コン事件は無罪である |
| 第3 | 憲法28条の保障は関生支部が産別労組として取り組む活動に及ぶ | 第9 | 村田建材事件(公訴事実第1)は無罪である |
| 第4 | 争議解決の際の金銭支払は通例であり多寡・内容は千差万別である | 第10 | 村田建材事件(公訴事実第2)は無罪である |
| 第5 | 京都地域の生コン価格の値戻しは労使協調によって実現された | 第11 | 木下俊介証言に信用性がないこと |
| 第6 | 検察官の恐喝に関する主張は牽強付会である | 第12 | 検察官は起訴不起訴の判断を誤って訴追裁量権を逸脱した |